

# 契 約 書 (案)

- 1 業 務 の 名 称 農林水産研究指導センター精密機器移設委託業務
- 2 履 行 期 間 自 令和7年3月〃〃日  
至 令和7年3月28日
- 3 契 約 金 額 ￥ 〃〃〃〃〃〃〃〃  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 〃〃〃〃〃〃〃〃)
- 4 契 約 保 証 金 免除

上記業務の委託について、発注者 大分県農林水産研究指導センター農業研究部長  
藤原博文を甲とし、受注者〃〃〃〃〃〃〃〃を乙とし、次の条項により契約を締  
結する。

## (総則)

- 第1条 乙は、別添の農林水産研究指導センター精密機器移設委託業務に関する仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき頭書の契約金額(以下「契約金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の業務(以下「業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

## (権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

## (再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。  
ただし、本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りではない。
- 2 前項の場合、乙は、自らの責任で再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させる

ことができるものとする。

(業務の計画、報告等)

第4条 乙は仕様書に定める業務の実施計画を策定し、書面(別添「業務の実施計画書(第1号様式)及び実施計画書(工程表)(第2号様式)」をもって甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の実施計画に基づき本業務を実施するものとする。

3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 甲は、必要と認めるときは、本業務の実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

(業務の調査等)

第5条 甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の進捗状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに本業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第8条 本業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅延の場合における遅延利息等)

第9条 甲は、乙が、履行期間内に業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

2 前項の遅延利息は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第18条第2項の契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を、甲に対して支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第10条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(業務完了通知及び検査)

第11条 乙は、本業務が完了したときは、その旨を業務完了通知書（様式2）によりすみやかに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行う。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の通知を受けた日から起算するものとする。

(契約金額の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、又は履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

(3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第14条 前条の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和7年3月〃〃日

甲 発 注 者

住 所 豊後大野市三重町赤嶺2328-8

大分県農林水産研究指導センター

農業研究部長 藤原 博文 印

乙 受 注 者

住 所 〃〃〃〃〃〃〃〃

商号又は名称 〃〃〃〃〃〃〃〃

代表者氏名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印

第1号様式（第4条関係）

業務の実施計画書

令和7年 月 日

大分県農林水産研究指導センター

農業研究部長 藤原博文 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和7年 月 日に締結した農林水産研究指導センター精密機器移設委託業務について、下記のとおり実施計画を作成したもので、契約書第4条第1項の規定により提出します。

承認していただきますよう、よろしくお取り計らいください。

記

以上

1 完了予定年月日 令和7年 月 日

2 添付書類 実施計画書（工程表）（第2号様式）

第2号様式

(別添)

実施計画書（工程表）

大分県農林水産研究指導センター

農業研究部長 藤原博文 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

1 業務名 農林水産研究指導センター精密機器移設委託業務

2 業務期間 自 令和7年 月 日～至 令和7年 月 日

業務内容	(着手) 業務日程 (完成)

(様式2)

## 業 務 完 了 通 知 書

下記の業務が完了しましたので、委託契約書第11条第1項の規定に基づき通知します。

### 記

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 1 業務の名称   | 農林水産研究指導センター精密機器移設委託業務   |
| 2 契約締結日   | 令和 年 月 日                 |
| 3 履行期間    | 自 令和 年 月 日<br>至 令和 年 月 日 |
| 4 業務完了年月日 | 令和 年 月 日                 |
| 5 契約金額    | ¥ ー                      |
| 6 添付資料    | 写真                       |

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

大分県農林水産研究指導センター  
農業研究部長 藤原博文 殿